

佐賀県告示第 307 号

海岸保全区域の指定（平成 2 年佐賀県告示第 42 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 5 月 24 日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
有明海沿岸				有明海沿岸			
海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域
鹿島海岸	音成地区海岸	壱本地先海岸	<u>基点 1 から基点 4 までを順次直線で結んだ線、基点 4 と補助点 1 を直線で結んだ線、補助点 1 から補助点 6 までを順次直線で結んだ線及び補助点 6 と基点 1 を直接で結んだ線により囲まれた区域</u> 基点 1 佐賀県鹿島市大字音成字参本地内に設置された国土地理院の一等水準点（北緯 33 度 3 分 50 秒 3880、東経 130 度 9 分 4 秒 3635）から方位角 100 度 19 分 53 秒 103.0 メートルの地点 基点 2 基点 1 から方位角 112 度 25 分 224.0 メートルの地点 基点 3 基点 2 から方位角 131 度 10 分 118.7 メートルの地点 基点 4 基点 3 から方位角 150 度 50 分 20.0 メートルの地点 補助点 1 基点 4 から方位角 60 度	鹿島海岸	音成地区海岸	壱本地先海岸	基点 1、2、3、4、5、6、補助点 1、2、3、4、5、6、7、 <u>基点 1 の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</u> <u>点の位置</u> 基点 1 佐賀県鹿島市大字音成字参本地区に設置された国土地理院の一等水準点（北緯 33 度 04 分 02 秒 4064、経緯 130 度 08 分 56 秒 0910）から 67 度 59 分 03 秒の方向へ 64.4m の点 基点 2 基点 1 から 145 度 08 分の方向へ 32.4m の点 基点 3 基点 2 から 126 度 04 分の方向へ 28.5m の点 基点 4 基点 3 から 112 度 53 分の方向へ 224.0m の点 基点 5 基点 4 から 131 度 37 分の

改正前				改正後			
			<u>50分50.0メートルの地点</u> 補助点2 基点4から方位角18度 <u>50分80.0メートルの地点</u> 補助点3 基点2から方位角25度 <u>30分61.7メートルの地点</u> 補助点4 基点2から方位角327 <u>度30分102.6メートルの地点</u> 補助点5 基点1から方位角68度 <u>120.2メートルの地点</u> 補助点6 基点1から方位角22度 <u>30分60.0メートル地点</u>				<u>方向へ118.7mの点</u> 基点6 基点5から151度15分の <u>方向へ20.0mの点</u> 補助点1 基点6から61度15分 <u>の方向へ50.0mの点</u> 補助点2 基点6から19度16分 <u>の方向へ80.0mの点</u> 補助点3 基点4から25度54分 <u>の方向へ61.7mの点</u> 補助点4 基点4から328度01分 <u>の方向へ102.6mの点</u> 補助点5 基点3から68度31分 <u>の方向へ120.2mの点</u> 補助点6 基点3から22度53分 <u>の方向へ60.0mの点</u> 補助点7 基点1から54度34分 <u>の方向へ62.7mの点</u>
						参本地 先海岸	<u>基点1、2、補助点1、2、基点1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</u> <u>点の位置</u> <u>基点1 佐賀県鹿島市大字音成字</u> <u>参本地区に設置された国土</u> <u>地理院の一等水準点(北緯</u> <u>33度04分02秒4064、経緯</u> <u>130度08分56秒0910)か</u> <u>ら20度50分42秒の方向へ</u>

改正前					改正後				
								<u>76.0mの点</u> 基点2 基点1から145度08分の 方向へ46.0mの点 補助点1 基点2から54度34分 の方向へ63.7mの点 補助点2 基点1から36度49分 の方向へ73.9mの点	